

## ① スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを

### 防止・解決するためのヒントを法律の専門家の立場から解説

—スポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が気を付けるべきこと—

Hints for prevention and resolution from the perspective of legal expert  
about troubles that tend to occur in the field of sports instruction.

~Things coaches should be aware of to prevent conflicts when speaking at sports venues~

井上 浩平 (神奈川県弁護士会スポーツ法研究会)

清水 基弘 (神奈川県弁護士会スポーツ法研究会)

## ② スポーツ事故の実効的な被害救済、補償等について

### Effective damage relief and compensation for sports accidents.

柴田 剛 (神奈川県弁護士会スポーツ法研究会)

第 1 スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するためのヒントを法律の専門家の立場から解説—スポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が気を付けるべきこと—

#### 1 本稿について

去る令和5年10月5日、当研究会の会員である井上浩平先生（74期）が、急病により31歳という若さで逝去されました。

故井上先生は、生前、スポーツ法の分野において精力的に活動されておりましたので、その功績を讃え、深い哀悼の意とともに、以前に故人が執筆した他誌掲載用の記事を本誌に合わせ、清水において微修正したうえで、以下掲載致します。

謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

#### 2 叱咤激励と名誉毀損

例えば、決定的な場面でミスを犯した選手に対して、監督、あるいは応援席のOBか

ら、「へたくそ！ もう競技辞めちまえ！」といった罵声を飛ばした場合、叱咤激励のつもりでも、程度によっては、民事の損害賠償責任を負う場合があり、さらに刑法上の責任が生じる可能性も否定できない。指導者からであれば、当然パワハラとして許されるものではなく、懲戒処分等の対象となるが、懲戒処分のみならず、民事と刑事の責任を負う可能性がある。

名誉毀損行為は、不特定多数の前で事実を示して社会的評価を低下させることだが、「事実」ではなく、「バカ野郎」、「へたくそ」や「やめちまえ」といった「評価」であったとしても、人格を否定する発言として選手の名誉感情は侵害されるだろう。名誉感情とは、プライドや自尊心を意味する。そして、人格を否定する発言が、社会一般として我慢できる程度を超えた発言といえる場合には、名誉感情を侵害した不法行為として損害賠償責任を負うことになる。社会一般として我慢できる限度を超えたかどうかは、発言内容、発言した状況、発言した側の立場や、発言を受けた側の立場など、さまざまな要素によって

判断されるが、指導者と選手の関係は、指導者のほうが強い立場にあることを忘れてはいけぬ。強い立場にある人の発言は、弱い立場にある人にとっては重く受け止めざるを得ず、指導者から選手に対して発せられた、人格を否定するような発言は、社会一般として我慢できる限度を超えた発言となる可能性が高くなる。

この他にも、指導者が人格を否定する発言をした場合は、J S P O<sup>1</sup>公認指導者資格処分規定<sup>2</sup>に基づき、公認指導者は処分される可能性がある。また、発言者が指導者ではなく、観客席にいるOBや保護者であった場合でも、行き過ぎた発言を指導者が認識しながら放置すれば、不法行為を助長したと評価されて、発言者とともに、指導者も責任を問われることになりかねない。

刑法上の責任としては、一般的な例として「留年した」、「成績が悪い」、「借金している」「不倫した」といった人の評価を下げるような事実を示した場合には、名誉毀損罪に問われかねない。事実を示さなかったとしても、公然と人を侮辱すれば、侮辱罪に問われる。刑法上の「侮辱」とは、名誉毀損と同様に、社会的評価を低下させることを指すが、過去の事例を参考にすると、「くそばばあ、死ぬ。」といった発言でも侮辱罪が成立している。

### 3 ナイスファウルはあり得ない

名誉毀損に当たらない場合であっても、フェアプレーの観点から、してはならない発言がある。例えば、味方の劣勢な場面で、対戦相手が犯したミスやファウルに助けられたとき、「ナイスミス!」、「ナイスファウル!」や「ありがとう!」と叫ぶ声を聞いたことはないだろうか。言葉自体に悪い意味がなく、子

どもたちは、何の悪意もなく、常套句のように使っている言葉かもしれない。

しかし、相手選手へのリスペクトを欠いた、相手のミスを揶揄して、真剣なプレーを貶めるような言動はフェアプレーの精神に反する。また、指導者が普段から指導に際して発している発言は、子ども達もそのまま真似するだろうし、チーム全体の雰囲気にも影響を及ぼす。選手の言動は、指導者の姿勢に大きく左右されるため、指導者自らフェアプレーに徹することは当然であるし、フェアプレーに反するような発言に対しても注意を心がける必要がある。

### 4 マナー違反者を排する規定

令和5年4月14日、阪神タイガース公式サイトでは、「応援に関するお願い」<sup>3</sup>として、「選手を誹謗中傷するようなヤジや侮辱的な替え歌は絶対にお止めいただきますよう」という公式の見解が発表された。これは、相手選手のプライベートな事情について、これを揶揄する替え歌が繰り返されたことから、自チームの観客に対して、運営から注意喚起されたものだ。選手や観客含めてスポーツに関わる全ての人が互いに敬意を払わなければならないことはプロであっても、学生スポーツであっても同様である。

Jリーグの試合運営管理規程<sup>4</sup>第4条には、観客の禁止行為として、「人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的その他社会通念上不適切な発言または行為」が規定されており、禁止行為を行った観客に対して、主催者は入場拒否や退場を行使することができる。これは、人が生まれながらに変わることができない事項や、個人の価値観が立脚する宗教や政治

<sup>1</sup> J S P O=日本スポーツ協会。日本国内の中央競技団体および各都道府県の体育協会を統括する団体であり、いわゆる国体を主催している。かつての名称は、「日本体育協会」。

<sup>2</sup> 同規定については公式サイト ([https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/kyu\\_kitei/coa\\_sho\\_bun\\_kijun\\_bepyou\\_20180401.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/kyu_kitei/coa_sho_bun_kijun_bepyou_20180401.pdf)) を参照された

い。

<sup>3</sup> 当該記事については公式サイトの記事 ([https://hanshintigers.jp/news/topics/info\\_8620.html](https://hanshintigers.jp/news/topics/info_8620.html)) を参照されたい。

<sup>4</sup> 同規定については公式サイトの記事 ([https://aboutj-league.jp/corporate/fairplay/manners\\_rules/](https://aboutj-league.jp/corporate/fairplay/manners_rules/)) を参照されたい。

に関する事項について、不適切な発言や行為を禁止したもののだが、スポーツが国境を超えて広がることを考えると、非常に参考になる考え方だ。

このような見解や規定は、選手保護の観点から設けられたものだが、一般的なスポーツ指導の現場に当てはめて考えることも必要だ。保護者や観客にマナー違反な発言をした者がいた場合には、指導者として臆することなく注意喚起をするべきである。

## 5 結語

試合において、指導者、選手や観客からさまざまな発言が飛び交う中で、感情的になり、普段は出ないような発言をしてしまうケースはあるかもしれない。しかし、「覆水盆に返らず」だ。口から出た発言は、もう取り消すことはできない。自分の発言が名誉毀損として不法行為が成立し、損害賠償責任を負う可能性が十分にあることを意識し、フェアプレーの考えを胸に刻んで、指導や応援をするべきである。

また、発言が不法行為に該当するかどうかの判断は、専門的知識なく判断することは困難である。自分では大丈夫と思っているラインが、不法行為に該当してしまうこともあり得る。不安を抱えていれば、専門家である弁護士に相談する必要がある。

## 第2 スポーツ事故の実効的な被害救済、補償等について

### 1 スポーツ事故でも高額な損害賠償責任が生じる可能性がある

スポーツ活動中の事故により損害が発生した場合、一定の要件を具備すれば相手方に対して損害賠償請求が可能だ。その損害の

内容としては、けがをしたケースであれば、治療費、通院費、入通院慰謝料や休業損害のほか、けがの程度によっては後遺障害慰謝料、後遺障害逸失利益なども考えられます。物を壊してしまったようなケースであれば、壊してしまった物の時価相当額、それが使えなかったことによる損害（営業上の損失等）などが含まれる可能性もあります。

このように、死亡事案や重篤なけが事案となれば損害額は相対的に大きくなります。物が壊れてしまったケースでも、精密機器や特注品など替えの効かないようなものであれば、やはり損害額は大きくなるかもしれません。

そして、これらの損害を与えた相手方、すなわち、衝突等で物理的に損害を与えてしまった当事者（ここにはスポーツ活動中の競技者同士というケースも含まれます。）はもちろん、それだけでなく、安全配慮義務違反が認められた団体<sup>56</sup>や指導者個人<sup>7</sup>も損害賠償責任を負う可能性があります。

### 2 実際に裁判で認められた賠償額

高額な賠償が認定された事案としては、次のようなものがあります。大会運営中の落雷事故によりその参加者の一人が重度の後遺障害を負った事案（最高裁判決平成18年3月13日、差戻控訴審高松高裁判決平成20年9月17日）では、3億円を超える賠償額が認められました。そのほか、1億円を超えるものとして大阪地裁平成22年9月3日判決（体操部での平行棒練習中の落下事故）などもあるところです。これら、額の多寡により耳目を集める事案以外でも、一般的に、他覚的所見のないむち打ち症等で6か月通院した場合の通院慰謝料を89万円と算定する基準<sup>8</sup>も公表されているところであり、ス

<sup>5</sup> 福岡地裁久留米支部令和4年6月24日判決（校庭にあったゴールポストが固定されていなかったことを見逃したことにつき学校側の安全配慮義務違反が認められた事案）

<sup>6</sup> 望月浩一郎、山中龍宏、菊山直幸編「これで防げる！ 学校体育・スポーツ事故科学的視点で考える実践へのヒ

ント」22-23ページ（中央法規・2023）

<sup>7</sup> 大阪地裁平成27年4月17日判決（生徒が熱中症による重篤な後遺障害を負った事案で監督者に水分補給を指示する義務があったのにこれを怠ったと認定された事案）

<sup>8</sup> 公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部

ポーツ活動と高額な賠償責任とは決して距離があるというものではありません。

### 3 スポーツ保険の有用性とその限界

負担を命じられた賠償責任を履行する必要があるのは、原則として相手方当事者です。つまり、けがなどを負った被害者側としては、その救済は相手方当事者の資力に依存することとなります<sup>9</sup>。

しかし、それでは上記のように損害が大きくなればなるほど救済の必要が高いのに救済が得られないというジレンマに陥ってしまいます。このような万が一に備えることのできる制度が、いわゆる保険や補償の制度です。我が国におけるスポーツや学校体育場面での主なものとして、スポーツ安全保険<sup>10</sup>、公認スポーツ指導者総合保険<sup>11</sup>及び日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度<sup>12</sup>が挙げられます<sup>13</sup>。

しかし、いずれについても、死亡や重篤なけがが生じたようなケースでは損害の全てを填補するには十分とは言い難く、差額分についてはなおも相手方当事者が負担すべきこととなり、実効的な被害者救済にはいまだ十分とはいえないのが現状です。

### 4 スポーツ法学会の提言とまとめ

このような現状に鑑み、日本スポーツ法学会は、令和5年7月1日、「(仮称) スポーツ事故被災者への補償等総合的支援制度」の創設に関する提言を行いました<sup>14</sup>。

これは、下記の7点を骨子とした総合的な支援を国等に求めるものです。

- 被災者の迅速な救済：被災者に対して素早い支援措置を講じ、必要な補償を迅速に提供すること。
- 当事者の過重負担回避：事故の当事者が抱える経済的及び精神的な負担を軽減するために、事故による損失の公平な分担を行うこと。
- 当事者間の対立回避：民事責任をめぐる敵対的な関係を回避し、当事者が協力して事故原因の究明に取り組める環境を整備すること。
- 事故原因の調査・究明：一定の重傷事故が発生した場合には、第三者調査機関が事故原因を調査し、真相究明を行うこと。
- 被災者に寄り添い、被災者を主役にする事故防止対策：被災者の意見や声を重視し、事故防止策の策定や実施に被災者を積極的に参画させること。
- 研究機関との連携：研究機関との協力関係を築き、事故防止や被災者支援に関する研究や情報の共有・活用を図ること。
- 被災者コミュニティとの連携：被災者コミュニティとの緊密な連携を図り、被災者の声やニーズに応えるための支援体制を構築すること。

この補償制度が将来的に実現するかどうかやこの提言自体が指摘する克服すべき今後の課題など検討事項が多いのは事実です。しかしながら、スポーツや運動といったものがけがや事故といったリスクを内在するものである以上、事故予防と同等にリスクが顕在化した場合の手当ても重要です。

こういった提言などが実を結び、スポー

編「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（上巻）」（最新は2023年版）

<sup>9</sup> 上記最高裁判決平成18年3月13日の事例では、相手方当事者である体育協会が多額の賠償金の捻出が困難となり最終的に自己破産をするという顛末になりました。

<sup>10</sup> <https://www.sportsanzen.org/hoken/index.html>

<sup>11</sup> <https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1168.html>

<sup>12</sup>

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/default.aspx>

<sup>13</sup> その他団体独自の補償制度や外国での状況等については、日本スポーツ法学会事故判例研究専門委員会編「スポーツ事故の法的責任と予防」187-205ページ（道徳書院・2022年）

<sup>14</sup> <http://jsla.gr.jp/archives/1732>

ツ等に関する一人ひとりが「適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保<sup>15</sup>」される日が来ることを願っています。

以 上

---

<sup>15</sup> スポーツ基本法前文